

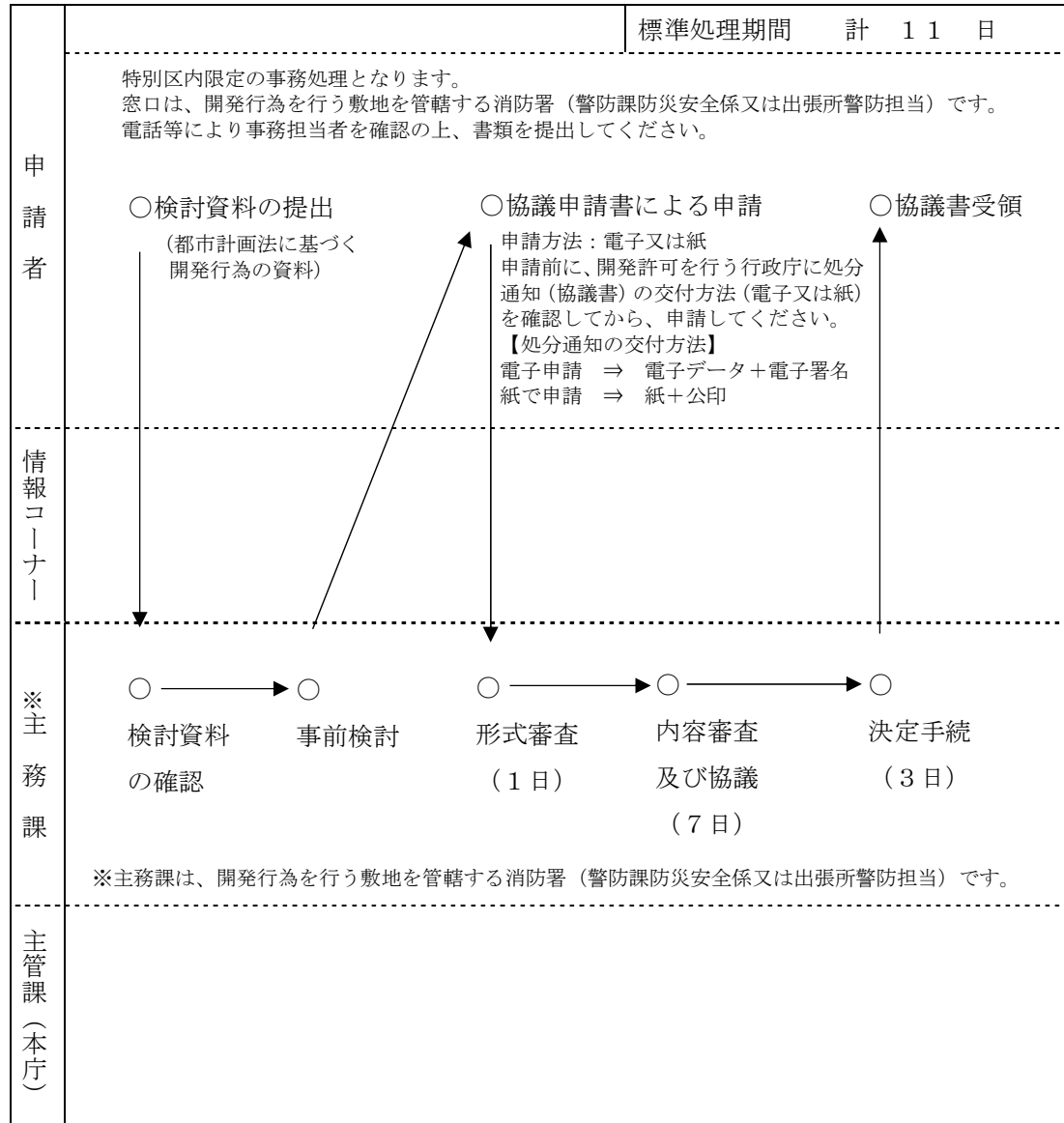
事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁防災部水利課計画係 電話 3212-2111 内線 4065

事務名 都市計画法に基づく消防水利に関する協議申請の取扱事務

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	検討資料の確認	提出された検討資料を確認し、図面等に不足資料があれば要求します。
2	事前検討	消防水利の配置及び充足・不足の検討を行います。 なお、新たに消防水利の設置を要しないと認める場合は、申請者に確認書を交付します。
3	協議申請書による申請	事前検討の結果、新たに消防水利の設置が必要となる場合は、協議申請書の提出について主務課から連絡があります。 (申請方法：電子又は紙)
4	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかなどを審査します。
5	内容審査及び協議	新たに設置する消防水利が基準に適合するかを審査後、財産帰属、維持管理等について協議します。
6	決定手続	内容審査及び協議結果における水利の適性について、主務課（消防署長）が決定します。
7	協議書受領	新たに設置する消防水利について、協議が成立したときは、申請者に協議書を交付します。(交付方法：電子又は紙)